



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 54(1), 275-277
Issue Date	2003-04-22
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15204">https://hdl.handle.net/2115/15204</a>
Type	other
File Information	54(1)_p275-277.pdf



## 北海道大学法学会記事

〇二〇〇二年一月二日(木) 午後一時半より

「アメリカ合衆国での人種問題の変革における訴訟の役割」

報告者 デイヴィッドソン・ダグラス

(アメリカ・ウイリアム・アンド・

メリー大学ロースクール教授)

通 訳 会 沢 恒

出席者 十二名

一 アメリカの多くの法律家や法律学者は、訴訟を、社会変革達成の手段として最も有効な方法であるとみなしてきた。政府

の選挙された部門が、人種的少数派やその他のマイノリティの利益を増進するための行動を取ることをしない場合、裁判所、特に連邦最高裁が社会改革のための重要な手段として機能してきた、と主張されてきた。この見解の支持者によれば、裁判所によるこうした役割の主要な例は、公立学校における人種別学を違憲とした連邦最高裁の *Brown v. Board of Education* 判決 (347 U.S. 483 (1954)) だということになる。同判決以降、社会改革グループのほとんどが、その改革戦略の重要な側面として訴訟を利用している。

近年、かかる見解に対し疑問が呈されるようになった。その代表例として *GERALD N. ROSENBERG, THE HOLLOW HOPE: CAN COURTS BRING ABOUT SOCIAL CHANGE?* (1991) がある。同書で *Rosenberg* は、政治的部門が司法部と同様のコミットメントを明らかにしない限り、裁判所は社会改革に従事することはできず、裁判所の役割は過大評価されてきたと主張した。報告者の評価では、(*Brown* 判決のような) 裁判所の決定の象徴的な重要性と政治的有用性とを彼は過小評価していると思えるが、より幅広い政治的サポートのない場合の司法部の行動の限界を、彼は正確に指摘している。

二 以下では、一九世紀初めから二〇世紀中葉にかけてのアメ

リカ北部での学校における人種統合に向けた努力についての報告者による最近の研究を紹介する。この事例を通じて、社会改革の達成にあたっての法の役割をより一般的に——訴訟と立法の双方について——検討する。

南北戦争後、ほぼ全ての北部諸州は学校での人種分離を禁止する立法を制定した。しかも、学区区がこうした人種分離禁止法に従わなかった場合、裁判所は一貫して遵守を命じていた。しかし、北部の多くの地域において人種別学は二〇世紀中葉まで存続した。人種統合という目的の達成に対する、法——立法と訴訟の双方——のこの失敗は、いかにして説明できるだろうか。

法ルールに対する文化的・政治的サポートの程度の考察の中に、この問いへの解答は存する。かかる人種別学禁止立法の理由は、黒人向け・白人向け別個の学校を運営する費用、及び人種問題に関する南北戦争後の理想主義にあった。だが、こうした立法の支持者は、北部の黒人児童の数が少なかったことから、かかる立法が北部の人種別学についてほとんど影響を持たないだろうことを認識していた。こうした立法は、人種統合に向けた切実なコミットメントを反映したものではない。

一八九〇年代に黒人が南部から北部へと移住を開始すると、

学校での人種統合に対する北部白人の抵抗が急速に増大した。

一九三〇年までに北部における人種別学は広く行き渡つたものとなった。有色人種地位向上全国協会 (NAACP) を含む北部の黒人は一九世紀の分離禁止法の執行を求めて訴訟を開始した。ほとんど全ての場合において裁判所は分離禁止法の遵守を要求する命令を発したが、学校側は裁判所の判断に従うことを拒否した。白人（場合によっては黒人も）の幅広い反対のため、裁判所はしばしば人種統合の遵守を強制することができなかった。一九四〇年代以降、学校の統合にコミットする北部白人の数が増していった。これは、黒人の移住の結果、北部における黒人の政治的パワーが増大したことよるものであった。そして、多くの北部黒人が学校統合を積極的に主張し始めた。こうした動きを受けて、人種別学を防ぐ追加的立法——特に、人種別学に固執する学区区から州の教育資金を引き上げることの規定した立法——を行う北部州が出てきた。こうした新たな立法の結果、以前はあけすけな人種分離を行っていた北部の学区区のひとつが、これを止めた。ただ、当時の北部での人種別学の多くは都市部における居住地区の分離を引き起こしたものであり、新法はこれを取り扱うものではなかったから、多くの北部の立法者は、かかる追加的措置が北部における人種別学には

とんど影響を持たないという認識の下に、新法を支持することができたのであった。

北部における人種別学を終わらせようとする法的キャンペーンの歴史は、より幅広い文化的・政治的サポートのない中で社会変革を達成するにあたって、立法と訴訟の双方の点での法が持つ限界を示唆している。確かに、既に強力な文化的・政治的支持のある社会改革を実行するに際しては、法ルールと司法的決定は重要な役割を果たすことができる。しかし、広いサポートのない法ルール・司法的決定は、限定された有効性しか持たないと言える。

三 質疑においては、日米の立法過程の差が裁判所による違憲審査の態度に及ぼす差異、黑人による政治的影響力の獲得の回路、司法判断が持つ象徴的重要性の意義、人種以外の領域における社会改革に関して訴訟・裁判所の持つ役割の異同と個別的研究の必要性（特に、同性愛者の権利について、裁判所の態度は消極的であったが、そうした訴訟がメディアを通じて報道されることで、同性愛者が結果的に政治的な勝利を収めていったことが指摘された）などが議論された。

（文責：会沢恒）

○二〇〇二年二月五日（木）午後二時半より

「欧州市民の変容と新しい極右——北欧を中心に」

報告者 宮本太郎

出席者 三十名

本報告の内容は、「新しい右翼と福祉シヨビニズム——反社会的連帯の理由」（齊藤純一編）講座福祉国家のゆくえ 第五巻 福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房、二〇〇三年）に刊行予定である。